

障がい者（児）外出支援事業 助成金を交付します！！

3 すべての人に
健康と福祉を



心身に障がいのある方を対象に、日常を離れた余暇活動により、心身ともにリフレッシュすることを目的に、旅行等の費用の一部を予算の範囲内において助成します。

対象者

- ① 身体障害者手帳 1級～3級
- ② 療育手帳 A～C
- ③ 精神保健福祉手帳 1級～2級
- ④ ①～③の対象者で付き添いが必要な者に限り、付き添い者1名まで。

令和3年6月1日
受付開始

助成事業の内容

- ・ 外出時に要した費用の一部を助成する。
1人20%とし、上限3,000円とする。100円未満は切捨てとする。
- ・ 当年度内において、1人1回のみ申請可能。

対象となる活動

- ・ 日常を離れた余暇活動
例) 日帰り旅行、メロン狩り、
バスツアー、パックツアーetc

対象外となること

- ① 食事代
- ② ガソリン代
- ③ 日常生活範囲内の外出
例) 喫茶店、映画、カラオケetc

対象期間

6月1日～2月末日

申請期間

6月1日～12月末日

申請方法

以下の①～③のものを添えて、社協窓口にて申請してください。

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 対象者と証明できる手帳の写し
- ③ 行程表等



※この事業は、緊急事態宣言中の外出を促すものではありません。

■問合せ／豊明市社会福祉協議会 豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット
TEL：0562-91-1760 FAX：0562-91-1761 E-mail：sodanfitto@toyoake-syakyo.jp